

令和8年度介護人材確保育成事業業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、茨城県が実施する介護人材確保育成事業を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

求職者等に対し、派遣会社等を通じて県内の介護施設・事業所（以下「施設等」という。）に介護職員として派遣やマッチングをしたうえで、研修を受講させることにより継続的な就労に結びつけ、介護施設における人材の確保と介護職員の負担軽減を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

県が、人材派遣会社等に事業を委託し実施する。

(3) 事業目標

求職者（無資格者及び有資格者）及び介護以外の業務に従事する者（資格取得対象者）170名以上が介護職になること。

※「無資格者」とは、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程、介護職員初任者研修、実務者研修のいずれも修了していない者及び介護福祉士又は看護師の資格を有していない者。

※「潜在的有資格者」とは、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程、介護職員初任者研修、実務者研修のいずれかを修了している者及び介護福祉士又は看護師の資格を有しながら、介護分野の仕事に未就労の者。

※「資格取得対象者」とは、県内の施設等で介護業務以外の周辺業務（調理補助、清掃、介護補助など）に従事している者。

(4) 委託業務の主な内容

①求職者及び施設等で介護業務に従事していない就業中の者の公募、選考及び登録等

②受入先介護施設等の新規開拓

③求職者と受入先介護施設等との連絡・調整

④求職者との雇用契約、受入先介護施設等との労働者派遣契約（紹介予定派遣契約）の締結等

⑤派遣（労務管理、給与等支払等）

⑥求職者等に対する介護職員初任者研修、復職者向け研修の実施  
（研修の実施は他の研修機関に委託できるものとする）

⑦派遣期間終了後の施設等への直接雇用に向けた取組

⑧アンケート等により事業効果を別途調査、報告

※詳細は「令和8年度介護人材確保育成事業業務委託仕様書（案）」参照

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4 応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができる者とする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある、または、資格取得見込みであること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 類似事業に関しての実績があり、本事業について誠意をもって履行できるものであること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (5) 職業安定法による有料職業紹介事業者または無料職業紹介事業者としての許可を受けていること。

### 5 委託料

103,812,749円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

（対象経費）

- ①求職者に係る研修交通費、職場体験・職場見学に係る損害保険費用
- ②介護職員初任者研修、復職者向け研修費用
- ③本事業に係る委託事業者の人件費等諸経費
- ④委託費にかかる消費税及び地方消費税額

### 6 応募方法等

#### (1) 提出書類

- ①令和8年度介護人材確保育成事業業務委託応募申請書（様式第1号）
- ②令和8年度介護人材確保育成事業に係る業務委託企画提案書（様式第2号）
- ③令和8年度介護人材確保育成事業業務委託経費積算書（様式第3号）
- ④応募資格等確認用書類 ※証明書等は、申請日前3月以内に交付されたものとする。
  - ア 応募資格誓約書（様式第4号）
  - イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
  - エ 労働者派遣事業者及び有料（無料）職業紹介事業者として許可されたことを証する資料
  - オ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は外国人登録証の写し）
- ⑤事業実績書（様式第5号）
- ⑥個人情報の管理体制について（様式第6号）

- ⑦その他提案事業の参考となる資料（様式第7号）
- ⑧会社概要書（様式第8号）
- ⑨直近3カ年度の事業報告書、決算書（事業年度が3年に満たない事業者にあつては、現に保有する事業報告書、決算書）

(2) 提出部数及び提出方法

6部（正本1部、副本5部）

※持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

※持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金） 午後5時まで（必着）

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉人材・指導課 人材確保グループ

〒310-0855 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3197 FAX 029-301-3179

E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

(5) 応募にあつての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があつた場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。
- ・書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- ・企画提案書は審査基準を踏まえて作成すること。

## 7 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月9日（月） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス又はFAX番号あて、茨城県福祉部福祉人材・指導課人材確保グループに提出すること。

E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 029-301-3179

(3) 提出書類

質問書（様式第 10 号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又は FAX で回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

## 8 審査

(1) 審査方法

①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。

②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。

③企画提案提出者に対し、当該提案について必要に応じプレゼンテーションを求めることがある。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1 受託候補者を選定し、選定後速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
1 本事業の位置づけに対する認識	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護職員の雇用情勢や課題を的確に把握しているか。</li><li>・ 事業の趣旨・目的が理解されているか。</li></ul>
2 実施体制及び事業実施のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 責任者や事業実施時の体制は妥当であり、業務遂行に無理がないか。</li><li>・ 業務の流れの中で、法律や要領等に抵触する点はないか。また実行性はあるか。</li><li>・ スケジュールに無理が無く、十分に実施可能であるか。</li></ul>
3 類似事業等の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 同種、類似事業について豊富な経験、ノウハウを持っているか。</li><li>・ 都道府県等から類似事業の委託はあるか。その実績はどうか。</li></ul>
4 求職者等の募集方法、選考方法 ※最重点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 求職者に対する周知方法は実現性のあるものか。</li><li>・ 介護職への就業意欲のある者等を概ね 170 名集めることは可能か。</li><li>・ 求職者の選考方法は適切か。</li></ul>
5 就労先の募集、選定方法 ※重点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 就労先の募集について、直接雇用につながるような介護施設等を募る方法となっているか。</li><li>・ 求職者の就労先の開拓ができるか。また、すでに就労している者も介護職員初任者研修が受講できるよう、介護施設等への周知は十分に行えるか。</li></ul>

6 求職者と就労先とのマッチング方法 ※最重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者と介護施設等とのマッチング方法は適切か。</li> <li>・求職者と介護施設等とのミスマッチを防止する取組や工夫があるか。</li> </ul>
7 求職者のフォロー ※重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣期間中や直接雇用後のフォローは適切か。</li> </ul>
8 介護職員初任者研修及び復職者向け研修の実施方法 ※重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員初任者研修及び復職者向け研修の実施方法は適切か。</li> <li>・仕様書上の期間内に研修が完了するような日程となっているか。</li> </ul>
9 求職者の直接雇用に向けた取組 ※最重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣期間終了後の直接雇用に向けた支援方法はあるか。</li> <li>・直接雇用後の離職率防止に向けた支援方法はあるか。</li> </ul>
10 本事業で得た情報のセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室内外でのセキュリティ対策が十分に考慮されているか。</li> </ul>
11 経費積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要経費・算定根拠が明確に示され、かつ合理的な内容であるか。</li> </ul>

## 9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- (2) 茨城県は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続を行う。
- (3) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

## 10 その他留意事項

- (1) 事業の成果は茨城県に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩や、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後も同様とする。
- (4) 当該公募に基づき生じた権利義務は、令和8年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。